

事務連絡
令和6年11月15日

各市町村
アイヌ施策担当課 御中

内閣府大臣官房アイヌ施策推進室

令和7年度アイヌ政策推進交付金の申請について

標記交付金につきまして、下記のとおり実施することといたしますのでお知らせします。

記

1 交付金の申請について

(1) 令和7年度当初から交付金事業の開始を希望するもの

① 事前相談・書類事前審査

令和6年12月13日(金)までにアイヌ施策推進地域計画(案)、令和7年度交付金事業計画(案)、令和7年度実施事業の積算等の参考資料を提出してください。

※ 既存の地域計画に変更がない場合は地域計画の提出は不要とします。

② 地域計画等の提出

上記①の事前相談・書類審査を踏まえた修正等が完了したものを、令和7年1月17日(金)までに提出してください。

③ 地域計画認定時期等

令和7年3月中旬に計画を認定後、別途指定する期日までに交付申請書を提出してください。

(2) 令和7年度の途中から交付金事業の開始を希望するもの

① 事前相談・書類審査

令和7年度内において随時、受け付けます。なお、予算の執行状況によっては年度途中の交付申請を受けられない場合がありますのでご注意ください。

② 地域計画等の提出時期等

提出期限、認定時期等につきましては、別途指定いたします。

2 留意事項

- (1) アイヌ政策推進交付金事業実施要綱第5条の規定に基づき地域計画の軽微な変更を行う場合につきましても、1(1)に併せて対応願います。
- (2) 1つの事業内において、本交付金と他の国庫補助金等の経費が明確に区分・整理できる場合は、本交付金と他の国庫補助金等の両方を活用することが可能です。ただし、他の国庫補助金等の対象事業に該当している場合につきましては、本交付金の対象とはなりませんのでご注意ください。
- (3) 交付決定前に着手（委託や請負における契約の締結など。）したものは交付対象にならないため、事業の着手は交付決定後に行ってください。

3 提出及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
内閣府大臣官房アイヌ施策推進室
電話番号 03-3580-1788

4 その他

アイヌ施策推進地域計画及びアイヌ政策推進交付金に関する要綱等については、以下の内閣府のサイトをご参照ください。

(内閣府交付金関係サイト) <https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html>